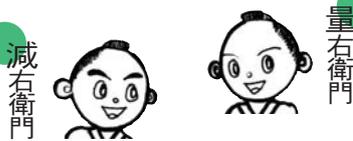


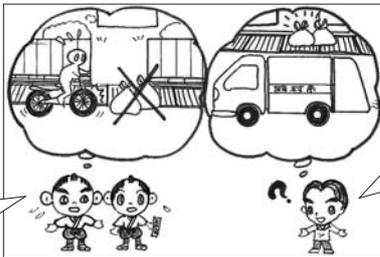
たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれ知ってる？  
 <ごみはどこに置けば回収してもらえるの？の巻>



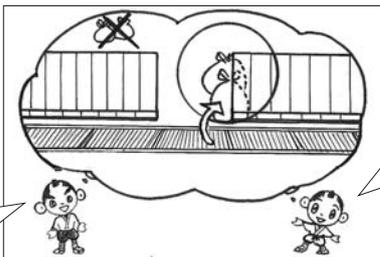
減右衛門: こんにちは。今度近所に引っ越してきます。よろしく。  
 量右衛門: こんにちは。今度近所に引っ越してきます。よろしく。  
 減右衛門: こちらこそよろしく。ごみのことでわからないことがあったら何でも聞いてね。



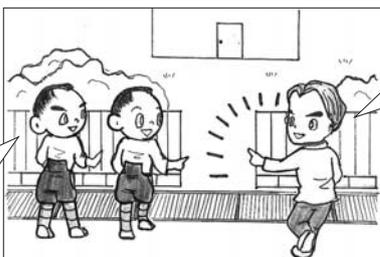
量右衛門: そういえば、ごみは家の前の道路に出せば回収してくれるの？  
 減右衛門: 道路や側溝の上に出すと、交通の妨げになるから危ないよ。



量右衛門: 道路に面した家の敷地内に出してね。  
 減右衛門: ポイントは、置き場所を決めたらいつでも同じ場所に出すこと！



減右衛門: 了解。じゃあ、ここに置くことにしよう。わかるかな？  
 量右衛門: 心配なら生活環境課か収集の人に置く場所を伝えておけば確実に回収してもらえるよ。



# 平成26年地価公示

国土交通省から、平成26年地価公示が発表されました。土地取引が見込まれる各地域で標準的な使われ方をしている土地(標準地)を選んで、その適正な土地価格を毎年公表しています。  
 平成26年1月1日現在の調査地点(標準地)の価格を取りまとめたものをお知らせします。

## 地価公示の役割

- 土地を売買するときの目安
  - 不動産鑑定士が鑑定評価を行う場合や、国や自治体が公共用地を買う場合の規準
- 問合せ 土木課庶務係(内)295

## ■平成26年地価公示

標準地の所在 (住居表示)	標準地の1㎡あたりの価格	対前年比 (変動率)
羽中 3-10-12	127,000 円	0.8%
小作台 5-20-2	181,000 円	1.7%
富士見平 1-8-15	141,000 円	0.0%
羽西 3-3-28	134,000 円	0.0%
川崎 3-6-14	136,000 円	0.0%
羽中 1-6-47	134,000 円	0.0%
緑ヶ丘 5-10-40	162,000 円	1.3%
双葉町 2-13-38	121,000 円	1.7%
羽字玉川附 690-62	91,800 円	▲0.2%
緑ヶ丘 1-14-4	173,000 円	1.2%
栄町 3-5-1 外	68,800 円	0.0%

※国土交通省ウェブサイトでも公表しています。

# 固定資産税・都市計画税 納税通知書の送付

5月初旬に、平成26年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を送付します。納税通知書の内容を確認し、期限内の納付をお願いします。

## 固定資産税

毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方に納めていただく税金です。

## 都市計画税

市街化区域内に土地・家屋を所有している方に、固定資産税と一緒に納めていただく税金です。

※平成26年1月2日以降に土地や家屋を売却したり、家屋を取り壊したりした場合でも、平成26年度は課税されます。

問合せ 課税課資産税係(内)157



# 障害者の各種手当・助成制度の紹介

障害のある方が申請できる各種手当や助成制度を紹介します。

問合せ 障害福祉課障害福祉係<sup>⑨</sup> 173

手当の種類	対象など	手続きに必要なもの
特別障害者手当 (26,000円/月)	20歳以上で、重度の障害があるため日常生活に常時特別な介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方。もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください。
障害児福祉手当 (14,140円/月)	20歳未満で、重度の障害があるため日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の方。またはそれと同等の疾病・精神障害）の方 ※所得制限や除外規定あり	問い合わせてください。
重度心身障害者手当 (60,000円/月)	重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時特別かつ複雑な介護を必要とする方/重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方/重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障害のある方 ※65歳以上の方は新規申請ができません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳または愛の手帳</li> <li>住民票</li> <li>印鑑</li> </ul>
心身障害者福祉手当 —都手当— (15,500円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度を持っている方、脳性まひ、進行性筋萎縮症の方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳または愛の手帳</li> <li>印鑑</li> <li>口座番号</li> </ul>
心身障害者福祉手当 —市手当— (12,000円/月)	20歳以上の在宅の方で、身体障害者手帳3・4級、愛の手帳4度を持っている方 ※障害認定を受けた年齢が65歳以上の方は申請できません。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳または愛の手帳</li> <li>印鑑</li> <li>口座番号</li> </ul>
難病患者福祉手当 (7,500円/月)	市が定める特殊疾病に該当し、東京都難病医療費等助成を受けている方 ※B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成、大気汚染医療費助成を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>難病<sup>⑨</sup>医療券</li> <li>印鑑</li> <li>口座番号</li> </ul>
タクシー費用・自動車ガソリン費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級（下肢・体幹または内部機能障害については3級も含む）、愛の手帳1・2度を持っている方、脳性まひの方、進行性筋萎縮症の方に、タクシー費用またはガソリン費用の一部を助成します。 ※所得制限や除外規定あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳または愛の手帳</li> <li>印鑑</li> <li>口座番号</li> </ul>
理容・美容サービス費用の助成 (どちらかを選択)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方のうち、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障害）1・2級の方、常時寝たきりの方、市民税非課税のいずれかに該当する方に、指定店で理容・美容のサービスを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外 ※20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳または愛の手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>
機能回復施術費用の助成	身体障害者手帳1～4級（70歳以上は1～6級）を持っている方に、指定店ではり・灸・マッサージを受けることのできる券を発行します。 ※入院・入所の方は対象外	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>印鑑</li> </ul>
水道・下水道使用料の助成	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度を持っている方のいる住民税非課税世帯に、水道・下水道の最小口径の基本料金（月941円）を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳または愛の手帳</li> <li>印鑑</li> <li>水道料金領収書</li> </ul>

※いずれも事前の申請が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

※そのほかの福祉制度については、市公式サイトまたは市役所1階障害福祉課窓口で配布する「ふれあい福祉のしおり（平成24年度版）」などで確認してください。